

(こども未来部)

【ワーク・ライフ・バランス取組支援事業について】

(質問)

ワーク・ライフ・バランス取組支援事業として昨年度行われた事業内容を、教えてください。

<答弁>

事業内容でございますが、ワーク・ライフ・バランスに取り組む必要性や取り組み内容などを掲載した解説書の作成及び市内企業や企業で働く人への配布を行いました。

さらに中小企業の雇用管理や労務等に精通した調査員による市内の30人から300人の事業所への訪問を行いながらワーク・ライフ・バランスに関するヒアリングと啓発を行うとともに、その中からワーク・ライフ・バランスに取り組むモデル事業所を2社選定し、企業における実施に向けた課題検証や就業規則の整備、制度設計などの取り組み支援を行ったものでございますので、よろしく申し上げます。

(質問)

何社ぐらいの企業を対象に回られて、実際に話が出来た企業はどれくらいあったのでしょうか？また、実際にお話をされた際の各企業の反応やワーク・ライフ・バランスに対する意識、認識はどのようなものだったのでしょうか？

<答弁>

豊中市無料職業紹介所が所有する、企業データベースから30人から300人規模の市内事業所214社に対し、ヒアリング調査協力依頼を行い、そのうち調査協力を得られた42の事業所に対し、訪問ヒアリングを実施いたしました。

各企業の反応でございますが、101人以上の事業所における担当者のワーク・ライフ・バランスに対する認識は100%で、印象や捉え方、取り組みは様々ですが、概ね肯定的でございました。また、100人以下の事業所の担当者については「ワーク・ライフ・バランスという用語自体、今回のヒアリング依頼で初めて聞いた。」という回答が大半を占め、ヒアリング時にその意味や企業活動における効果等について説明したところ、共感・納得されるところ、取り組むのは困難と言われるところの両方がございました。

(質問)

条例を制定して、具体的な努力義務を設定するなどしなければ、なかなか、ワーク・ライフ・バランスの取組の推進は難しいように思いますが、いかがお考えでしょうか？

<答弁>

ワーク・ライフ・バランスの推進には、国、都道府県、市町村などの自治体、企業等が連携し、社会全体で盛り上げていかなければならないと考えられます。

市といたしましても、現在、検討しております(仮称)子ども健やか育み条例における事業者の役割として検討してまいりたいと考えております。

(意見・要望)

ヒアリング調査結果を聞いても、214社に対して42の事業者、全体の2割弱しかヒアリン

グ調査に応じて頂けない現状や、ヒアリング調査に応じて頂いたところでも、ワーク・ライフ・バランスという用語自体知らない所が多かったり、取り組むのは困難だと言われるところがあったりと、かなりワーク・ライフ・バランスの取り組みを支援すると言っても容易ではないように思います。確かに市単独で、ワーク・ライフ・バランスの推進ができるものではないと思います。とは言え、この事業は昨年度と今年度の2か年の国の交付金事業だから実施されてきたようですが、少なくとも今回の調査結果やモデル事業所に対する支援の結果を検証し、市民協働部などとも連携しながら今後活かして頂きたいと思います。

個人的には、ワーク・ライフ・バランスを推進しようとし、課題検証や就業規則の整備、制度設計を行う企業に対して、一定の財政的支援を考えていかなければ、なかなか難しいのではないかと思いますので、財政状況が厳しい中では難しいとは思いますが、ご検討頂ければと思います。

【母子・寡婦福祉事業について】

(質問)

昨年度の豊中市在住者の貸付件数とその額及び、これまでの未返金件数及びその額について教えてください。

<答弁>

貸付対象者につきましては、母子家庭及び寡婦に対し、経済的自立の助成等とあわせて、その扶養している児童の福祉を増進する目的で行っております。

平成22年度新規貸付は、計49件、貸付決定金額は4199万8千円となっております。次に未返金につきましては、大阪府での実施業務であることから府に確認しますと、約350件で債権額は、約4億4500万円となっております。

(質問)

この事業は大阪府が実施している事業ですが、貸付金の回収率はどれくらいでしょうか？

<答弁>

先ほどの答弁と同様、大阪府で確認しますと、現年度償還率は、83.4%、過年度償還率では6.1%となっております。

(意見・要望)

来年度から豊中市が中核市になりますと、この事業は豊中市が行わなければなりません。貸付金の現年度償還率が83.4%、過年度償還率が6.1%と、かなり回収業務に手間と費用がかかることや、未回収分については市の財政負担となることが容易に推測されますので、是非とも、事前の対策や準備を入念にしたいと思っております。

また、現在、大阪府が持っている債権を豊中市が買取らなければならないようですが、既に、回収の見込みがない債権については買取らないとか、今年度中にできる限り未回収分の徴収に力を入れて頂くことを大阪府に強く求めて頂くように要望しておきます。

【児童虐待相談事業について】

(質問)

虐待対応を行う職員体制は昨年度も正職員2人、再任用職員1人、嘱託職員1人の合計4人で行われてきたのでしょうか？虐待対応にあたっておられる職員の方々の業務内容について具体的事例も挙げて教えてください。

<答弁>

ご質問のとおり、昨年度も4名体制で『児童虐待相談事業』と『児童虐待防止ネットワーク事業』に取り組んでおります。

『児童虐待相談事業』の業務としましては、電話やメール等で通告を受理した後、虐待の履歴確認や関係機関からの情報収集を行うと共に基礎調査を行い、家庭訪問等によって、子どもの安全確認を行い、その結果をもとに、具体的には対応会議を行い虐待の有無及び重症度を判断し、今後の対応方針をたて、関係機関と連携しながら再発防止に努めております。なお、重症度が高いケースにつきましては、保護者との面接を実施し、指導・助言を行い、大阪府池田子ども家庭センターへ、つないでいるところでございますので、よろしく申し上げます。

(質問)

増加し続ける虐待の通告件数、虐待件数に対して、現行の職員体制で、十分な対応が出来ているのでしょうか？

<答弁>

児童虐待への職員体制につきましては、児童虐待防止ネットワーク会議の構成団体や関係機関の協力を得ながら、今年度からは嘱託職員を増員し、5人体制で行っておりますのでよろしく申し上げます。

(質問)

虐待対応は、知識や経験が必要で、配置転換されてすぐに的確、適切な対応を出来るわけではないと思いますので、職員の育成やノウハウの蓄積、引き継ぎ、共有が欠かせないと思いますが、職員の育成やノウハウの蓄積や引き継ぎはどのようになされているのでしょうか？

<答弁>

先ず、研修としまして大阪府家庭相談室連絡協議会主催の『大阪府市町村児童家庭相談スキルアップ研修』に参加し、児童虐待における基礎知識から、対人援助方法・保護者支援など、実践応用の習得及び職員のスキルアップに努めているところでございます。

また、虐待対応におきましては、2人で行うことになっていることから、経験ある職員と共に行動し、経験を積み上げることにより、実践的なノウハウの会得に努めているところでございますので、よろしく申し上げます。

(質問)

虐待対応にあたっておられる職員の方々の精神的ケアや体力面での配慮などはどのようになされているのでしょうか？

<答弁>

日常業務の中で、精神的ストレスを感じることや場合によっては恐怖を感じることもありま

すが、家庭訪問や保護者との面接及び電話等、対応した後には必ず結果報告を行うようにしております。その中で、ストレスを感じたこと等、気持ちを全て話せる場を設け、ストレスをため込まないようケアをしているところでございます。

また、虐待対応における方針等の決定は、全て対応会議内で行い、担当職員個人の責任にならないよう努めているところでございますので、よろしくお願いいたします。

(質問)

児童虐待については、同居する加害者側の更生を行わなければ、完全な解決は望めないのではないかと思います。加害者側の更生については、どのような形でどういった対応を行っていただけるのでしょうか？

<答弁>

児童虐待があると判断した場合、保護者と面談を行い、虐待行為を止めるためまず、保護者の行為が児童虐待であることを指摘することから始めています。

しかし、虐待の再発防止には保護者の理解が不可欠で、保護者と対立した関係では再発防止には繋がらないのが現実です。

そのため、虐待を行った保護者の気持ちや感情に寄り添いながら、家庭状況等の聞き取りを行う中で要因を分析し、必要なサービスの情報提供や関係機関への引き継ぎ、あわせて、定期的に連絡をとり保護者の状況確認を行い、継続した支援を行っているところでございますので、よろしくお願いいたします。

(質問)

個別の対応は行われているようですが、フォーラムやシンポジウム、講演会や勉強会を開催して、幅広く虐待に悩んでおられる方々の相談を受けたり、虐待をしてしまう可能性があると考えておられる方々の精神的緩和を行うことはこれまで行われてきたのでしょうか？

<答弁>

虐待予防に関します講演会等につきましては、こども家庭相談室の職員がPTAや自治会等に出向き、『児童虐待』をテーマにした講座を実施しております。

また、子育て支援センター主催の『育ちの講座』や『いきいき子育て講座』を開催し、相談や子育てサークル支援等を通じて、育児不安の軽減や子育てに関する情報提供を行い、虐待予防に努めているところでございますので、よろしくお願いいたします。

併せて、単に情報交換の場や親睦の場ということではなく、自分を見つめ直すきっかけとして、子育ての悩みをグループで共有し、共に支えあう中で解決に向けて取り組める力をつけて頂くことを目的として、Myグループを開催しておりますので、よろしくお願いいたします。

【子育て心の悩み相談事業について】

(質問)

子ども家庭相談室事業の一つとして、子育て心の悩み相談事業を2004年から行っておりますが、開始当初に比べて、年々、相談件数がかなり増加しています。昨年度の決算委員会のご答弁では、臨床心理士2名に加えてパートタイム職員を一人増員し、相談対応を行っていただけるとのことでしたが、昨年度もその人員体制で相談対応をされてきたのでしょうか？ 増え続ける相談件数に対して、対応されている職員にかなりの負担がかかっている

るとか、相談に来られた保護者の方々のニーズに沿った丁寧な対応が困難になっているということはないのでしょうか？

<答弁>

人員体制につきましては、昨年と同様、嘱託(臨床心理士)2名とパートタイム職員を1名の3名で相談対応を行っており、現時点では保護者の希望に沿った形で対応ができていると考えていますので、よろしくお願いします。

(意見・要望)

虐待の防止や対応には、児童虐待相談事業や子育て心の悩み事業が大きな役割を担っていると思います。年々、相談件数、対応件数が増加し、内容も多様化、複雑化している中で、相談を受ける職員、支援業務を担っている職員の方々の精神的、肉体的負担も増加していると思われます。支える側に余裕がなくなってしまうと、必要な支援、きめ細やかな対応が困難になり、結局は支援される側(子どもたちや保護者)にも悪影響を及ぼしかねませんので、是非とも、これらの支援業務をされている方々の心身両面での負担については、常に気をかけて頂きたいと思います。

また、虐待の解決は、加害側(保護者・親)の更生なしにはあり得ないと思います。親と子どもを引き離して虐待がなくなれば解決というわけではないと思います。だからこそ、個別の対応とともに、虐待に悩んでおられる方々、虐待をしてしまう可能性があると考えておられる方々が思いを訴えられる機会の提供、実際に虐待経験者で更生された方の話を聞いたり、相談できる機会を増やして頂きたいと要望しておきます。

【母子福祉センター事業について】

(質問)

母子福祉センター内の1階の会議室や和室については、子どもに対する安全面等を第一に考え、さらに利用しやすく、身近な交流の場となるよう、2階スペースに会議室・和室を配置し、4月から運用が開始されていると思いますが、1階の会議室や和室のスペースはどうなったのでしょうか。以前から、1階の会議室や和室は、場所がゆたか保育所の奥に立地されていることもあり、保育所が開所時間帯に不特定多数の方が保育所の前を通られることは、児童の安全面の確保という観点からはあまり良くないということから、いっそうのこと1階部分の会議室や和室を改装して、ゆたか保育園の部屋として活用し、入所定員を増やすことで待機児童の解消につなげることを提案してきましたが、昨年度、1階の会議室や和室のスペースの活用方法についてどのような検討がなされ、どのような方針が出されたのでしょうか？

<答弁>

ご質問のとおり、母子福祉センター内2階スペースに会議室・和室を移設しました経緯から、1階の会議室や和室のスペースについては、物理的にもゆたか保育園以外での利用は好ましくないという判断のもと、保育スペースとして活用しておりますので、よろしくお願いします。

(意見)

この件については、問題提起、提案をさせて頂いたことに基づき、検討、実施して頂いたこと、とてもうれしく思います。また、母子福祉センターに関しては、母と子のフェスティバル

についても、もっと若い母子家庭が参加したくなるような、参加できるものにして頂きたいと要望し、また、母子表彰については、表彰そのものの意義、必要性が感じられないと意見させて頂きましたが、検討の結果、事業の見直しが図られたそうで大変、嬉しく思います。

(質問)

豊中市のホームページには母子福祉センターで行われている各種講習会としてパソコン入門、ペン習字、俳句、あみもの、書道と記載があるが、ほとんどの講座内容が、比較的年齢の高い方向けのものになっており、若い世代の母子家庭の方々向けのものではないのではないかと指摘し、改善を求めました。

そして、総合的な結果として、施設の稼働率が目標値50%に対し、実績値10数%と異常に低いことを指摘し、母子福祉センターで行われている講座や講習会をもっと若い母子世帯の親子が参加したくなるようなものをもっと実施し、施設の活用を図って欲しいと要望しました。これらの指摘や要望に対して、昨年度はどのような取組を行われ、何らかの改善はみられたのでしょうか？

<答弁>

昨年度は、平成18年度からの指定管理者制度導入による最終年度であり、既に年度当初の事業計画に基づき、業務を行っておりましたため、管理運営業務の年度評価における施設稼働率についても再認識を行い、対策を検討したところであります。

そこで、本年度からの新たな指定管理業務の中では、利用者満足度の向上に努められるよう、創意工夫ある自主事業として趣味教養講座及び就労支援講座や、養育費に関する勉強会等を行っているところであります。

また、稼働率向上に向けた周知方法の拡大としまして、本年10月よりホームページの「とよなか公共施設案内システム」に施設追加を行い、空室状況がシステムで確認できるようにする等、改善策として進めておりますので、よろしくお願いいたします。

(意見・要望)

この件についても、議論、検討をして頂き、提案内容を実施して頂いたり、一定の改善がみられますが、本年10月から「とよなか公共施設案内システム」に施設追加をされたとのことですが、空室状況を確認すると、会議室は、今日から12月10日までの3か月間で、午前の時間帯は14.8%、午後の時間帯は27.9%と少し予約されていますが、和室の予約は全くありません。まだまだ、稼働率の向上に向けた取り組みを行って頂きたいと思ひますし、母子福祉センター事業としては、今後もより一層、若い世代の母子家庭の方々を活用したくなるような、ニーズに応える事業を展開して頂きたいと要望しておきます。

【子育て支援センター事業及び幼児教育支援センター事業について】

(質問)

子育て支援センター事業及び幼児教育支援センター事業で、子育てに関する相談や子育て講座など重複する事業がいくつかあるように思ひますが、違いがあるのでしょうか？

<答弁>

それぞれの事業の違いは2点ございます。1点目は、対象とするこどもの年齢に違いがあり、

子育て支援センター事業では主に0歳児から5歳児を、幼児教育支援センター事業では主に2歳児から5歳児を対象にしています。2点目は、子育て支援センター事業では「こんにちは赤ちゃん事業」など地域に出向いた支援も行っている点が異なります。

(質問)

幼児教育課と保育課が一つになって保育幼稚園室が出来たわけで、そうであれば保育幼稚園室が一括して二つの事業を担えばよいのではないかと思います。いかがでしょうか？

<答弁>

本市では、概ね中学校区に1か所、地域子育て支援センターを設けています。幼児教育支援センター「たんぼぼ」が所在します第一中学校区におきましては、同地区に所在します原田保育所で行う子育て支援事業と重複しないよう、事業の整理統合を行ってまいります。

(意見・要望)

子育て支援センターと幼児教育支援センターの違いを説明頂きましたが、子育て支援センターは、対象年齢が0歳児から5歳児で、しかも、こんにちは赤ちゃん事業など地域に出向いた支援まで行うなど、基本的には、子育て支援センターが行っている事業で、幼児教育支援センターが行っている事業は網羅されるように思います。子育て支援センターにも、幼児教育支援センターにも保育士1名と再任用職員1名の計2名が配置されていますが、子育て支援センターの人件費については、国からの補助金がついているとのことですし、幼児教育支援センター事業と地域子育て支援センター事業の整理統合を早急に図って頂き、第1中学校区だけ、子育て支援センターがなく、幼児教育支援センターがあるというおかしな状況を早急に改善して頂きたいと要望しておきます。

【保育所・幼稚園の運営について】

(質問)

豊中市には、保育所は公立保育所・私立保育所・家庭保育所、幼稚園は公立幼稚園・私立幼稚園がありますが、それぞれの事業内容、業務内容、サービス内容にどのような違いがあるのでしょうか？公立保育所や公立幼稚園にはあって私立保育所や私立幼稚園にはないもの、公立保育所や公立幼稚園でしかできないこと、また、その逆に私立保育所や私立幼稚園にしかないもの、できないことって何かあるのでしょうか？

<答弁>

保育所の公立・民間・家庭保育所の違いでございますが、事業内容は、いずれも「保育事業」の一つでございます。

業務内容につきましても、児童福祉法に基づき保育所保育指針・保育所最低基準、認可外保育施設指導監督基準により実施しているものでございますので、少人数で家庭的な保育を実施している家庭保育所の施設規模等ハード面の違いはございますが、業務内容に大差はないものと考えております。サービス内容につきましては、開所時間や休日保育・病後児保育への対応は同様でございます。

次に、公立幼稚園・私立幼稚園でございますが、いずれも、学校教育法に基づく幼稚園でございます。業務内容につきましては、いずれも幼稚園設置基準・幼稚園教育要領に基づく

業務内容となっております。サービス内容につきましては、私立幼稚園において、保育所なみの開所時間や土曜日あるいは3期休業中の保育に対応されるなど、多様な幼稚園ニーズに対応される傾向がございます。公立幼稚園におきましても預かり保育の実施など保護者ニーズに対応した運営を実施しているところでございます。

次に、公立であって私立幼稚園・民間保育所にはないもの、また、公立にできて、私立・民間にできないもの、あるいは、その逆のことについてでございますが、先ほどご説明しましたように、根拠法が、保育所・幼稚園それぞれでございますので、公私に基本的な差はないところでございますが、私立幼稚園につきましては、例えば剣道やサッカー等、各園で独自性のある教育内容を実施しておりますので、よろしくお願いいたします。

(質問)

先ほどのご答弁では、保育所も幼稚園も業務内容は公立・私立で大差がないとのことでした。幼稚園の場合は、公立幼稚園より、むしろ私立幼稚園の方が独自性のある教育内容を実施されていたり、多様な幼稚園ニーズに対応されているようです。そこで伺いますが、事前に保育幼稚園課から頂いた資料では、公立幼稚園と私立幼稚園で比べると、園児一人あたりにかかる市の一般財源持ち出し額が、公立幼稚園約65万8000円に対し、私立幼稚園約7万1000円で、約9.3倍、額にして約60万円の差、公立保育所と私立保育所で比べると、公立保育所約147万4000円に対し、私立保育所約49万円で、約3倍、額にして約100万円の差があります。

また、公立幼稚園一園あたりにかかる市の一般財源持ち出し額は約8470万円で、私立幼稚園一園あたりにかかる約1260万円と比べると約6.7倍、額にして約7200万円の差があり、公立保育所一か所あたりにかかる市の一般財源持ち出し額は約1億7350万円で、私立保育所1か所あたりにかかる約3970万円の約4.4倍、額にして約1億3300万円の差があります。

業務内容やサービス内容に大差がないのに、財政的負担がこれだけ異なることについてどのようにお考えになられるでしょうか？

<答弁>

保育所の財源構成の考え方は、児童福祉法によって定められておりますが、公立・民間とも保育料以外は、公費つまり税金が投入されているものでございます。まず、民間保育所は、入所児童一人あたりについて国が定めた費用から、保育料を控除しました費用について、国が2分の1、府・市が各4分の1を負担することになっております。

一方、市立保育所は、入所児童1人にかかります費用から保育料を控除しました残りの費用は、国費による交付税措置を受けまして、市の裁量により一般財源を投入し事業実施しているものでございます。

次に、幼稚園の財源構成でございますが、公立幼稚園につきましては、市立保育所と同様でございます。

私立幼稚園につきましては、保護者からの入園金・保育料と大阪府からの私立幼稚園補助金、豊中市からの私立幼稚園助成金により運営をされておられます。なお、保護者に対する、豊中市から就園奨励費補助金と私立幼稚園保護者補助金の制度がございます。

今後とも個々の保育所及び幼稚園のニーズに応えるセーフティネットとして、公立施設の使命を果たしてまいりますので、よろしくお願いいたします。

(意見・要望)

保育所・幼稚園それぞれにおいて、公私に基本的な差はないとお考えになられているのであれば、費用対効果の点からいえば、公私のバランスを見直しても良いのではないかと思います。また、例えば、公立幼稚園を私立幼稚園に、公立保育所を私立保育所に1か所変えるだけで、幼稚園で約7200万円、保育所では約1億3300万円の市の負担軽減になるわけで、その分を例えば、各保育所や幼稚園の事業内容、サービス内容の向上、拡大につなげたり、保育所であれば待機児童の解消に活用したり、もしくは、保育料や幼稚園の保育料の値下げにつなげた方が、市民にとってメリットが大きいように私は思います。

まずは、公立幼稚園、保育所が豊中市にとって何か所必要なのかを早急に議論、検討し、結論を出して頂きたいと思えますし、是非とも、先ほど述べたような費用対効果や、公私のバランスを少し変えるだけで、様々な新たな市民サービスができるのではないかということについて議論、検討頂き、少しでも、費用対効果の向上、市民サービスの向上、より多様な市民サービスの実施を実現して頂きたいと強く要望しておきます。

(教育委員会)

【時間外勤務について】

(質問)

先日の個人質問で、「労働時間管理の面で、時間外勤務をするかしないか、また、時間外勤務をするときは何時間程度するかについて、職員の意志に委ねているところが多いことが、残業の原因となりがちです」との総務部長のご答弁がありましたが、教育委員会では、職員が時間外勤務をするかしないか、時間外勤務をする場合は、何時間程度する必要があるのかといったことについて、職員の意志に委ねているところが多いのでしょうか、それとも、業務上の必要に基づいて所属長の命令で行われているのでしょうか？

<答弁>

時間外勤務につきましては、業務の緊張性や必要性を判断し、所属長の命令によって行っており、命令する際は、その業務に係る内容と予定時間数を明示しておりますので、よろしくお願いいたします。

(意見・要望)

時間外勤務の抑制や短縮を進めていくためには、所属長が、時間外勤務の必要性を精査し、予定時間数、業務内容を各職員に明示して、指導することが必要だと思っておりますので、是非とも、今後も各課の所属長が徹底した管理をして頂きたいと要望しておきます。また、課ごとにバラバラに取り組むだけではなかなか時間外勤務の抑制は図れない場合は、教育委員会全体として取り組みを進めるために、教育長はじめ、教育次長、部長さんなど幹部の方々のトップダウンによる指導、命令も必要ではないかと意見しておきます。

【ユネスコ・スクール加盟校の拡大について】

(質問)

ユネスコ・スクール加盟校の拡大を目的に昨年度、54万1千円の予算が計上され、20万6675円の決算額となっておりますが、決算額の内訳と、予算額とのかい離について教えてください。

<答弁>

当初、ユネスコ・スクールを活用した国際教育の拡充発展を目的に、姉妹校提携と国際交流ならびに国際教育フォーラム、多文化フェスティバルの実施にかかる費用としての謝礼金、消耗品、通信運搬費、印刷製本費を充当しておりました。しかし、交流国の言語上、教育委員会事務局職員による通訳と翻訳が可能であったことや、交流が8月末から始まったことにより、ウェブテレビ会議システムにかかわる通信費も3か月分に留まったことなど、決算額が予算額を下回る結果になっておりますのでご理解いただきますようお願いいたします。

(質問)

具体的にユネスコ・スクールに登録されている各学校ではどのようなことを実施されてきたのでしょうか？

＜答弁＞

本市ユネスコ・スクールでは、国際社会において、多文化共生の力や地球的視野に立ち主体的に行動できる力の育成をねらいとした教育活動を進めております。具体には、豊中型国際教育の主軸にある持続可能な社会の担い手の育成教育、いわゆる ESD を教育活動に取り入れ、多文化共生やコミュニケーション力の育成等を図るため、ESD カリキュラムに基づく、調査研究や姉妹校間での同じテーマによる協働授業に向けた準備を進めてまいりました。

また、夏季休業日中には、ユネスコ・スクールネットワーク間の研修会に参加するなど、国内外の国や地域の児童生徒や教職員とともに、協働学習を進め、意見交流を行うなど学びを深め、有意義な学習活動を展開しております。

(質問)

国際交流、多文化共生社会を推進していくためには、実際に児童、生徒や学校関係者が他国に出向いて行ったり、他国から来てもらったり、様々な通信手段を活用して交流を図る必要があると思います。それにしては、決算額が非常に少なく感じますし、そもそも予算額が少ないように思うのですが、これだけの予算額、決算額で国際交流、多文化共生社会など国際教育の推進が図れると考えておられるのでしょうか？ユネスコ・スクール加盟校を拡大することが目的となっていないのでしょうか？

＜答弁＞

グローバル化する国際社会において、大人はもちろん、子どもたちが国際感覚を身につけて生きていく力を育むためには、直接、海外の生活や文化に触れ、教育事情を学ぶことは物の見方や考え方を広げるために有益だと考えます。

しかし、現行では、両国の受け入れ体制、渡航費用、宿泊費をはじめ、安全面の確保等、難しい問題があります。

現在は、将来の国際交流を積極的に行うための準備段階に位置づけ、予算は、通訳、翻訳、研修のための謝礼や消耗品費、研究冊子作成、通信のための費用としておりますが、今後は、交流の日常化に向けて、必要経費は今以上に必要になると考えています。

国際教育の推進を充実させ、意義のある国際交流を展開するためにも、課題整理とともに予算確保に努めてまいりたいと考えておりますので、よろしく願いいたします。

(意見)

国際教育、多文化共生社会の推進を充実するためには、国内だけで、各学校だけで取り組んでいては、なかなか難しいと思います。世界、他国の生活や文化をはじめ様々なことを知り、国際社会を知り、世界的・国際的視野を身につけるには、まさしく百聞は一見にしかずで、海外に出向いていくことが必要不可欠ではないかと思えます。一方で、他国と交流をする以上、友好関係、親善関係を築いていく必要があるわけで、そのためにはそれ相応の対応が必要で、最低限のお金が必要になると思えます。

未来ある子どもたち、無限の可能性を秘めた子どもたちの興味や関心、新たな能力を引き出すために、ご答弁にもあったように、交流の日常化に向けた予算の確保に全力で取り組んで頂きたいと要望しておきます。

【進路選択支援事業について】

(質問)

進路選択支援事業として、174万7985円が支出されていますが、その内訳を教えてください。

<答弁>

進路選択支援事業支出の内訳は、相談員謝礼金173万5000円、消耗品費1万2985円です。相談員への謝礼金は、1日2時間で1回につき5000円でございますので、よろしくお願いします。

(質問)

進路選択の支援なら各学校で行っているはずで、どうして、人権まちづくりセンターで進路選択の支援事業を実施する必要があるのでしょうか？

<答弁>

本相談事業は、国の同和対策事業の一環として取り組まれていた時期から、当センターで実施されており、長期にわたる実施場所としての実績があります。さらに、同和問題として経済的な課題が顕著であったころからのノウハウは、現在の経済格差による学歴格差の問題にも、高い対応力を有しています。

現在、人権まちづくりセンターは、地域社会の中で、市民交流の拠点となる開かれた場所として、全ての市民を対象にさまざまな課題解決に向けた相談事業を行い、多くの方々が活用しています。学校以外の第三者による相談を希望し利用される方や、「人権まちづくりセンターで行っている相談事業だから、親身になってもらえと思い、来ました。」という相談者の満足されている声などから、本相談活動を当センターで実施することが有効であると考えていますので、よろしくお願いします。

(意見)

私は、進路選択支援事業は市として行うべきだと思います。ただ、どうしても、人権まちづくりセンターの前身が部落解放会館だったことを意識してしまい、人権まちづくりという言葉と進路選択支援がなかなか結びつけにくいのが本音です。しかしながら、人権まちづくりセンターが市民にとっては、私のように先入観を持たず、市内にある他の施設同様に市民交流の拠点となる開かれた場所として捉えられ、活用されているとのことですし、逆に人権まちづくりセンターという名称に信頼や安心感を抱いて活用される方もおられるようですので、是非とも、今日、とりわけ問題視されている経済格差による学歴格差の解消に向けて、幅広く市民の相談、支援に努めて頂くように、要望しておきます。

【食育の推進について】

(質問)

教育委員会として、児童・生徒たちに対して、どのような事業、施策を実施して食育を推進してこられたのでしょうか？

<答弁>

各学校では、「食に関する指導の全体計画」に基づいて、各教科、特別活動、総合的な学習の時間など、学校教育活動全体を通じて、食育に取り組んでいます。教育委員会としては、学校における食育をより深めるため、体験型食育として園児・児童・生徒とその

保護者を対象に親子料理教室に取り組みました。

11月には大池小学校を会場とし、食育シンポジウムを開催、パネリストに栄養教諭、学校長、保護者を迎え、それぞれが連携しながら進めていくことの大切さを確認しました。

また、栄養教諭の取り組みを中心とした実践事例集を作成し、各校に配布するなど、学校における食育の推進に取り組んでまいりましたのでよろしくお願いいたします。

(質問)

小学校給食の存在がどのような形で子どもたちの食育の推進に繋がってきたと考えておられるのでしょうか？そもそも、現在の豊中市の学校給食が食育の推進に繋がっているとお考えでしょうか？

<答弁>

学校における食育は、給食の時間を中心に、学校教育活動全体において取り組むことが重要です。学習指導要領解説「特別活動」の中で、給食の時間は、「楽しく食事をする事、健康により食事のとり方、食事環境の整備などに関する指導により、望ましい食習慣の形成を図るとともに、食事を通して望ましい人間関係の形成を図ること」とあります。

学校給食室から毎月配布される給食だよりや給食一口メモなどをもとに、その日の献立や食材について担任や給食当番が説明する、給食センター見学を通して給食を作ってくれた人へ感謝の気持ちをもつ、生産者の話を聞いたり、栽培活動を通して、食材について関心をもつなど生きた教材として活用しておりますので、よろしくお願いいたします。

(質問)

そもそも、食育とは何でしょうか？食育の推進とは、どのようになれば推進されたと判断されるのでしょうか？

<答弁>

食育については、平成17年に食育基本法が成立し、「食に関する知識と食を選択する力を習得し、健全な食生活を実践することができる人間を育てる」ことが求められています。学校における食育は、「食に関する指導」という言葉で表現され、その目標として食事の重要性、心身の健康、食品を選択する能力、感謝の心、社会性、食文化の6点が挙げられています。

また、豊中市食育推進計画の基本理念としましては、「市民自らが食に関する正しい知識と食を選択する力を習得し、健全な食生活を実践できる」ための食育を推進するとあります。

すべての世代、ライフステージにわたって食育を推進することが重要ですが、学校におきましても、学校・保護者・地域とともに取り組むことによって食育が、より確かなものになると考えておりますので、よろしくお願いいたします。

(質問)

食育の目標として6点挙げられていました。それらの目的を学校給食の現状として達成されているのか、非常に疑問があります。そこで伺いますが、小学校給食における食べ残しの量を教えてください。

<答弁>

副食(おかず)ですが、1日あたり284Kg、年間で51.7トン、パンでは、1日290Kg、

年間で27.0トン、米飯では1日325Kg, 年間で29.0トンでした。

食数で換算しますと、1日あたり約2300食分。

年間の食数では約42万3000食分となります。

年間の残菜率は約10%でございましたので、よろしくお願いいたします。

(意見)

今回は食育とは何なのかについて質問させて頂きましたが、なんとなくはわかった気がします。正直、私自身は漠然としています。食育と学校給食の関係についても伺いましたが、あまり関係性がないように感じましたし、必ずしも給食が食育の推進に大きく寄与しているようには思えません。そもそも、食育とは、平成17年の食育基本法が成立して出てきたもので、もともと学校給食を導入した経緯、目的の中には当然のことながら、食育の推進は含まれていなかったわけです。豊中市の学校給食と食育の推進、さらには地産地消を無理やり結び付けようとする必要はないと思いますし、もし、今後、中学校給食の検討をされる過程の中で、食育の推進のために学校給食を導入するという主張、論調が出てくるとするならば、それは違うのではないかとだけ意見させていただきます。

【学校給食センターの職員について】

(質問)

学校給食センターの調理員は何人おられ、正職員、嘱託職員、パート職員などの内訳はどうなっているのでしょうか？

<答弁>

学校給食センターの調理員は全員で96人です。内訳として、正職員59人、嘱託職員33人、パート職員4人です。(原田センターに正職員36人、嘱託職員20人、パート職員3人で、服部センターに正職員23人、嘱託職員13人、パート職員1人です。)

(質問)

学校給食センターの調理員の業務時間を少し柔軟にシフトかして頂き、何人かの調理員が給食や食器を各学校に届ける配送車に乗り、給食の時間に、学校で子どもたちに、その日の献立についてや、調理員としての思いなどを話してもらうなど食育指導を行って頂くことはできないのでしょうか？

<答弁>

現在、学校給食センターへ見学に来られた児童には栄養士と調理員で食育指導を行っています。ご質問の小学校に調理員を派遣することにつきましては、それぞれの学校に行くのにかかる時間や手段、それに伴う本来業務の調理・洗浄作業に影響が及ばないか、また、受け入れ側の学校とも今後相談検討して行きたいと思っておりますのでよろしくお願いいたします。

(意見・提案)

学校給食における食べ残しは徐々には減ってきているようですが、まだまだ減らす取り組みが必要ではないかと思えます。今年の文教常任委員会の視察で、神奈川県平塚市の小学校に行き、地元の農産物や魚を学校給食に使用し、生産者を招き、話を伺ったり、一緒に給食を食べたりする『ふれあい給食』事業を見学させて頂きました。「苦手な食材を

児童が食べられるようになる」、「生産者や食そのものへの感謝の気持ちを持つ」、「地域の農水産業に対する理解が深まる」などまさに食育の推進につながるような事業だったと思います。当日は、おかわりする児童が多くご飯もおかずも残菜はほぼゼロでした。ただ、同様のことを農水産業があまり盛んでない豊中市で実施することは難しいかと思います。一方、平塚市の教育委員会の方によると、平塚市では給食の食べ残しを抑制するために、給食センター方式の学校でも自校方式の学校でも給食の調理員が各教室で、食材や調理方法について話をすることで食べ残しの抑制につながっていると仰っていました。実際に調理員が説明をし始めて、食べ残しが減ったと仰っていましたし、調理員の休憩時間等の業務体系のことを聞いても、少し休憩時間が少なくなっていることもあるが、調理員の方々は子どもたちに自分たちの作ったものを少しでも食べてほしい、食べ残しを減らしたいと願う思いを強く持っている方が多いので、柔軟に対応して頂いているとのことでしたので、是非、豊中市でも同様の取り組みを試験的にでも行うことを検討頂きたいと要望しておきます。

【中学校ランチ事業について】

(質問)

昨年度、中学校ランチ事業に29万5千円の予算を計上しておきながら、決算額が5万5150円とかなり少なくて済んだ理由はなんでしょうか？

<答弁>

事業者の選定などに時間を要したため、中学校ランチ事業の日数が減ったこと及び喫食率が予算設定の10%を下回ったことによるものです。

(質問)

中学校ランチ事業を7中でモデル実施することにしたのは、お弁当持参率が市内で最も低かったことが要因だったと伺っていますが、調査をした際の7中のお弁当持参率は何%で、中学校ランチ事業を開始後、中学校ランチの喫食率は何%だったのでしょうか？

<答弁>

平成19年度の中学校の昼食調査では、お弁当持参率は7割となっております。中学校ランチの喫食率は約6.5%でした。

(質問)

中学校ランチを喫食している生徒のほとんどが、これまでお弁当を持参していなかった生徒と考えていいのでしょうか？それとも、これまではお弁当を持参していたが、中学校ランチ事業が開始されたことで、中学校ランチを活用するようになった生徒の割合が結構あるのでしょうか？中学校ランチ事業を実施する前までお弁当を持参していなかった子どもたちの中で、中学校ランチを喫食していない生徒はどのような昼食をとっているのでしょうか？

<答弁>

学校からの聞き取りではございますが、概ね、お弁当を持参していなかった生徒が中学校ランチを利用しています。

お弁当持参から中学校ランチに移行した生徒は、ほとんどいないとのことですが、普段、

お弁当持参の生徒も、ときどきは利用しています。

中学校ランチを利用していない生徒でお弁当を持参していない生徒は少数で、パンやおにぎり、弁当などを買って持ってきているとのことでございますので、よろしくお願いします。

(意見・要望)

お弁当持参率が7割と市内で最も低かった7中において、中学校ランチの喫食率は約6.5%とそれほど高くないこと。さらに、お弁当持参から中学校ランチに移行した生徒は、ほとんどいないことから、必ずしもお弁当を作らないで負担の軽減になる事業をしても、それほど多くの利用者はないわけで、お弁当を用意する時間がほとんどない家庭や、何が何でも給食を実施してもらわなければならない保護者は少ないと思います。

これらのことも含めて、今後、豊中市としての中学校給食のあり方を議論、検討して頂きたいと要望しておきます。

【小・中学校の適正規模と通学区域のあり方について】

(質問)

昨年度の予算額531万1千円に比較して、決算額が3万4011円と極端に少ないのですが、その理由は何でしょうか？

<答弁>

審議会における、「市立小・中学校の適正規模と通学区域のあり方について」の審議に資する目的で、市民意識調査などの委託料を496万6千円予算計上しておりましたが、審議会において、今回の答申に向けた議論の段階では、当該委託内容を必要としないこととなったため、委託の実施を見送ったものでございますので、よろしくお願いいたします。

(質問)

学校教育審議会の審議委員から小・中学校の適正規模と通学区域のあり方についての市民意識調査は必要ないとの意見があり、調査が行われなかったそうですが、具体的にはどのような意見があったのでしょうか？

<答弁>

審議会におきましては、子どもの意見を聴取したいとのご意見とともに、保護者の思いも大切であることのご意見が出されておりました。

まず、子どもの意見を聴取することにつきましては、諮問事項である適正規模や通学区域については、大人が子どもの思いをくみ取り、責任を持って提言すべき事項であることや、正式なアンケートとなると、その結果に一定の制約を受けることとなり、どのように行政に反映できるのかという責任と意思が必要である、とのご意見が出されております。

また、保護者の思いも大切であることのご意見につきましては、保護者の思いは多様であり、本市における過去の通学区域の変遷の経緯を振り返ると、教育委員会が、保護者や地域の要望を大切にしようとした結果、小学校から中学校に分かれて進学するなど、現在の複雑な通学区域となっているのではないかと、などのご意見がございましたので、よろしくお願いいたします。

(質問)

市としては、市民意識調査が「市立小・中学校の適正規模と通学区域のあり方について」の審議に資するものとして予算化していたと思いますが、それに対して、学校教育審議会において、市民意識調査を行わない決定がなされ、結果として、市民意識調査は行われなかったわけですが、このことについて、教育委員会はどのように考えておられるのでしょうか？また、今後、どのように進めようとお考えなのかお聞かせ下さい。

<答弁>

教育委員会といたしましては、今般の審議会での審議を尊重し、調査の実施を見送ったものでございます。

なお、通学区域を変更するにあたりましては、地域説明会等の機会を通じ、市民のみなさまのご意見を把握してまいりたいと考えておりますので、よろしくお願いいたします。

(意見)

市としては、市民意識調査を当然行うべきものとして捉え予算措置されていたものが、学校教育審議会では、必要ないとの結論が出され調査が行われなかったことは、正直、驚いています。審議会委員の方から「保護者や地域の要望を大切にしようとした結果(保護者の思いをくみ取るための妥協の産物が)現在の複雑な通学区域となっているのではないか」とのご意見については、複雑な通学区域(妥協の産物)になったのは、これまでの教育委員会の指導力、決断力、説明力などに課題があったわけで、だからといって保護者の意識調査をしなくてよい、保護者の思いをくみ取らなくてよいというわけにはならないと思います。

新たな取り組みや既存のものを変更する際には、100%の同意を得ることは不可能だと思えます。だからこそ、私は、市として市民意識調査を行い、市民の考えやニーズを把握することは、必要ではなかったのかと思えますし、考えられること、出来るだけのことを全て行っただうえで、最終的には教育委員会が判断し、明確な説明を行いながら行政の指導力を発揮し、物事を進めていくことがあるべき姿なのではないのかと思えます。

どちらにしても、今後、出されてくる具体案が妥協の産物にならないように、教育委員会の指導力、決断力を是非ともふるって頂きたいと要望しておきます。

【中学校少人数学級事業について】

(質問)

中学校少人数学級事業の決算額が4723万346円となっておりますが、その内訳と、予算額6576万9千円とのかい離について教えて下さい。

<答弁>

4723万346円の内訳は、非常勤講師のべ48人の報酬が4464万円と交通費(通勤経費)が259万346円となっております。

講師の配置につきましては、教科によっては講師が不足している状況で配置が遅れることや、各学校の時間割の決定をもって講師の手続きを行うことから、未配置期間が生じ、その間の報酬額及び交通費が支払われないため、予算額との開きが生じておりますのでよろしくお願いいたします。

(質問)

非常勤講師の確保が困難になってきているようですが、その要因は何でしょうか？また、非常勤講師の確保だけでなく、正規の教職員の確保も困難となってきたようですが、その要因と、確保に向けた対策や取り組みを実施しているのであれば教えてください。

<答弁>

現在、本市小中学校には、常勤講師約250名に加えて、約120名の非常勤講師を配置しております。本市と同様に近隣市におきましても、多くの講師配置を行っており、府内では講師の確保が難しくなっております。

講師の確保につきましては、府の講師登録を活用するほか、教員免許取得可能な大学への照会や、1月には市の広報に募集記事の掲載も行っております。また、小中学校で学生ボランティアとしての経験を積んだ講師の確保等にも努めてまいりますのでよろしくお願いいたします。

(意見・要望)

府内全域的に講師の確保が難しくなっているようですが、来年度に教職員人事権の移譲がある豊中市としては、府に縛られることなく、講師の確保に尽力できるようになると思いますので、是非とも、貴重な人材確保のために、フットワークを軽く、柔軟かつ貪欲な姿勢で取り組んで頂きたいと要望しておきます。

【就学奨励について】

(質問)

奨学費貸付制度及び、私立高校入学支度金貸付あっせん制度の昨年度及び一昨年度の利用者数、決算額を教えてください。

<答弁>

奨学費貸付制度の昨年度の利用者は176人、2584万円の決算額で、一昨年度は、利用者174人、2558万円の決算額でございます。

私立高校入学支度金貸付あっせん制度の昨年度の利用者は55人で、金融機関が貸し付けた額は、1075万円、一昨年度は、利用者32人、金融機関が貸し付けた額は、640万円でございます。

(質問)

昨年度から、高校の授業料無償化が実施されるようになりましたが、にも拘らず、これらの制度を利用する方の数が増加しているのはどうしてなのでしょう？本当に奨学費や入学支度金に充てられているのかの精査、調査はされているのでしょうか？

<答弁>

私立高校入学支度金貸付あっせん制度の利用者の増加につきましては、私立高校授業料無償化に伴い、私立高校が受験しやすい環境になったことが考えられます。

また、奨学費や私立高校入学支度金が目的どおり使われているかにつきましては、奨学費につきましては、修学困難な生徒に貸し付けるもので、貸し付けた生徒の在学証明書の提出を義務付けています。私立高校入学支度金貸付あっせん制度につきましては、入学に必要な入学金、施設設備費等の領収書の提出を求めています。

(意見・要望)

高校の授業料無償化に伴い、生徒の選択肢が増えたことは良かったと思います。しかし、その分、私立高校に借金をして入学し、修学する生徒が増加していることが、先ほどの答弁から推測され、今後も増加するように思います。昨年度、一昨年度の奨学費貸付が約2600万円で、今年3月末現在の債権が約7600万円とのことなのですが、他市の状況などからして、そのうちの約2割が回収不能に陥るようです。単純にこの先、毎年、約2600万円ずつ貸付を行うと、毎年500万円以上の不良債権が生じることになり、市の負担が積み上がっていくことが予想されます。このような財政面での課題が一つあるわけですが、私は、それ以上にこの制度の課題だと感じていることがあります。

以前にも述べましたが、私は、教育を受けたくても経済的に厳しい家庭の子どもたちが、借金をしなければ教育を受けられない制度はおかしいと思います。15歳の子どもにお金を借りるという相当なリスクと精神的負担や、将来における経済的不安を課すことは、出来る限り避けてほしいです。市の財政状況が厳しい中で、2007年以前のような給付制度に戻すことは難しいかも知れませんが、教育を受けたい子どもたちには、リスクや精神的負担、将来における経済的不安を与えない形で、教育が受けられるように、私立高校無償化を制度化した府に対して、高校の授業料無償化によって、貸付制度を受けて入学・修学する生徒が増えている事実を情報提供するとともに、経済的に厳しい子どもたちに対する新たな奨学費や入学支度金に関する給付制度の創設を求めて頂きたいと要望しておきます。

【コミュニティプラザの運営について】

(質問)

これまで地元による自主運営管理をしてもらってきた中豊島コミュニティプラザと同様に、大池や庄内コミュニティプラザも地元による自主運営管理に移行されましたが、移行前と移行後で市が負担する運営管理費はどのくらい変わったのでしょうか？金額とその内容について教えてください。

また、自主運営に移行して、財政的効果以外に何か成果があったのであれば、教えて下さい。

<答弁>

運営管理費につきましては、自主運営管理移行前の平成21年度は1695万7千円、移行後の平成22年度は822万9千円で872万8千円の減額となっております。

その主な内容は、平成21年度、コミュニティプラザ3施設の運営管理に関わります再任用職員、嘱託職員、パート職員の人件費合計1456万7千円で、平成22年度の施設運営管理委託料は合計588万円となり、その差額は868万7千円でございます。

また、中手島コミュニティプラザに続きまして、平成21年度に、大池、庄内コミュニティプラザにおきましても、公民分館や自治会、校区福祉委員会など地域所団体を構成する管理運営委員会を設置し、平成22年度から管理運営を委ねたところでございます。

その結果、団体間の横のつながりができ、交流の輪が広がったと感じています。

今後とも、さらに地域諸団体の交流を図るとともに地域コミュニティーの一層の活性化に努めてまいります。

(意見・要望)

以前から、コミュニティプラザの運営方法や施設の利用については意見や提案をし続けてきましたが、施設使用料を徴収するように条例改正されましたし、管理運営を直営から地元
の自主運営に移行して頂いたことで、管理運営費がこれまでの半分以上で済むようになり、
872万8千円もの削減効果があったことは良かったと思いますし、さらに、財政面だけでなく、
自主運営にしたことで、団体間の横のつながりができ、交流の輪が広がったといった
効果があったことは非常に喜ばしいことだと思います。

今後も、同様な形で、必ずしも直営で行う必要のない業務、事業に関しては、出来る限り
見直しを図って頂きたいと要望しておきます。

【図書館について】

(質問)

民間企業等の協力によって豊中市の新たな財源を確保し、市民サービスの向上及び
地域経済の活性化を図ることを目的として、広告事業を実施されていると思いますが、
どのような事業を行われ、昨年度はどれくらいの広告料収入が得られたのでしょうか？

<答弁>

昨年度の図書館での広告事業につきましては、ホームページにおけるバナー広告や動く
図書館車による車体広告、また、貸出や蔵書検索時に出力されますレシート広告がその主な
内容で、広告収入は合わせて33万円となっております。

(質問)

広告事業の一つとして図書館のホームページのバナー広告がありますが、蔵書検索の
ページにオンライン書店「ビーケーワン」がバナー広告を出されています。そこで伺います
が、この広告はアフィリエイトなのでしょうか？また、アフィリエイトだとしたら、どれくらいの
ポイントが発生していて、そのポイントはどのように活用されているのでしょうか？

「アフィリエイト」とはウェブサイトやメールマガジンなどが企業サイト(今回の場合は
ビーケーワン)へリンクを張り、閲覧者がそのリンクを経由して企業のサイトで会員登録した
り商品を購入したりすると、リンク元サイトの主催者(今回の場合は豊中市)に報酬が
支払われるという広告手法です。

<答弁>

ご指摘の広告につきましては、バナー広告と合わせてアフィリエイトの機能をあわせ持った
ものでございます。運用実績につきましては、平成22年度、図書館へは6338ポイントの
還元があり、これらを使って7冊の図書を購入することができました。

(提案)

図書館の貪欲なまで広告事業を展開されるなど、限りある公共資源を、より効率的・
効果的に活用しておられ素晴らしいことだと思います。その取り組みが、市民負担の軽減、
市民サービスの向上につながっていると思いますので、このような意識や姿勢を維持し
続けて頂きたいと思いますし、全庁的に広がってもらえたらと思います。

今回、取り上げさせて頂いたアフィリエイトも、大々的に広報することは特定の企業の支援
につながるかも知れませんが、昨年度、豊中市全体の図書
購入費は、1億1062万5134円だったと財政課から伺っていますが、各部局で本や資料

を購入する際に、特段の方法やルールが定められず購入されている図書についてや、職員の方々が図書を購入する際に、特段の購入方法を決めておられない場合は、図書館のホームページのアフィリエイトを活用して頂き、少しでも図書館にポイントが付与されるように努めるようにしてはどうかと提案させていただきます。

(質問)

図書館の登録者数は全市民のどれくらいの割合を占めているのでしょうか？また、実際に、全市民のどれくらいの割合の方が図書館で貸し出しサービスを受けているのでしょうか？

<答弁>

昨年度、図書館の個人登録者数は15万9368人で、市の人口の約41%にあたります。これらの方々のうち、実際に貸出をされた方の数値につきましては、統計上未集計でございますが、登録更新は各利用者について、5年ごとに実施しており、ここ数年ほぼ同数の登録者比率となっています。従いまして、実利用者数については、ほぼ登録者数に近いのではないかと推測しています。

(質問)

本をはじめ貸出した資料の返却が遅滞されたり、返却されなかったり、損壊される割合はどれくらいに上るのか？件数も含めて教えて下さい。

<答弁>

貸し出し期限を越えて延滞返却された件数については、現在、統計上集計対象となっていないため、把握できておりませんが、貸し出し後、転居先不明などで返却されなかった資料につきましては、昨年度281点で、全貸し出し冊数359万3637冊中約0.0078%です。

また、紛失を含む損壊弁償件数は492点で、その割合は約0.014%となっております。

(質問)

図書館においては、資料の貸し出しに関して、利用者からレンタル料を取ることは法律上出来ないと思いますが、一方で、返却の遅滞、返却漏れ、損壊については、市の損失として、罰金を徴収することが可能ではないかと思うのですが、そのような処置はとれないのでしょうか？もしくは、そのようなことについて市の損失との認識を持たれていないのでしょうか？

<答弁>

ご指摘のように図書館法第17条では「公立図書館は、入館料その他図書館資料の利用に対するいかなる対価をも徴収してはならない。」と定められておりますが、ご質問の返却の遅滞、返却漏れ、損壊につきましては遅滞料を課すことや、損失補償に伴う弁償については、図書館法第17条の適用外であると解しております。

したがって、本市におきましても、図書館資料の汚損・破壊・紛失に対しましては、火災などの羅災など一部の例外を除いて、公有財産の管理の観点から現物による弁償ないしは、現金による弁償をお願いしています。

また、返却期限の遅滞に関しましては、財産管理上の損失というよりは、公共図書館での円滑な資料運用を損ねる行為として受け止め、それらが繰り返されないよう、一定期間を

超えた遅滞者には、返却がなされるまで、貸し出し制限と予約取り置きサービスのキャンセルなど、必要な処置をとらせて頂いているところです。

日本の公共図書館においては、以前には遅滞料を徴収していたところもありましたが、現在ではほとんどそのような館は見あたらない状況です。

遅滞料を課すことで、特にこどもが、保護者から図書館利用の制限を受けるなどの事例もあり、教育機関でもある公共図書館の使命や機能から、経済的ペナルティを用いた防止策はなじまないという考え方によるものと推察されます。ご理解いただきますよう、よろしくお願いいたします。

(意見・要望)

レンタルビデオショップや貸本屋、その他、賃貸が発生する事業については、基本的にはどこでも遅滞料・延滞料を設定し、徴収しています。貸し出し期限を越えて延滞返却された件数は統計上集計対象となっていないため、把握されていないようですが、遅滞された本の数は、恐らく、返却されなかった資料281点や、紛失を含む損壊弁償件数492点よりも多いと思います。返却期限の遅滞者に対して、一定期間を超えた方には返却がなされるまで、貸し出し制限と予約取り置きサービスのキャンセルなど必要な処置をとっているとのことですが、一定期間を超えていない遅滞者には何の罰則もなく、さらに、返却さえすれば、貸し出し制限なども解除されるわけで、それほどの罰則にはなっていないと思います。

公有財産を約束を守らず独占する行為や、その行為によって他の市民、利用者が借りられず迷惑をかける行為に対して、もっと厳しく対処すべきではないでしょうか。ルールを守っていない人に配慮をすることで、ルールにのっとり、予約をして、読みたい本を長いこと待たれている方に、必要以上の我慢をしてもらうことになっているとしたら、絶対におかしなことだと思います。「遅滞料を課すことで、特にこどもが、保護者から図書館利用の制限を受けるなどの事例もあり、教育機関でもある公共図書館の使命や機能から、経済的ペナルティを用いた防止策はなじまない」とのことですが、遅滞しなければ何のペナルティも発生しないのです。また、教育機関が、ルール違反をした人に甘い対応をすることが、子どもたちをはじめ市民に対して、あるべき姿とは私は思いません。是非とも、この点を十分考慮して頂き、遅滞料を設定するなど、教育施設(機関)としてのあるべき姿、あるべき対応を示すとともに、今後も利用者のマナーの向上に向けた取り組みに力を入れて頂きたいと要望しておきます。また、予約の多い資料や新しい資料などについては、貸出期間を通常よりも短くするなど、柔軟な対応を行うことで、利用者が予約して待たされる日数の抑制を検討して頂きたいと要望しておきます。

【(財)豊中市スポーツ振興事業団負担金について】

(質問)

(財)豊中市スポーツ振興事業団負担金として840万2000円が支出されていますが、内訳について教えてください。

<答弁>

財団法人豊中市スポーツ振興事業団への負担金として支出したものであります。

その内訳といたしましては、事務局長1名の給与515万1000円及び再雇用職員1名の人件費325万1000円の合計840万2000円であります。

(質問)

(財)豊中市スポーツ振興事業団に、事務局職員として市のOBを配置している理由と、市がその人件費まで払っている理由を教えてください。

<答弁>

公益財団法人豊中市スポーツ振興事業団は、体育施設の活用促進、生涯スポーツの推進を目的として、市と連携した事業を行うため本市が100%出資して設立した公益財団法人であります。

スポーツ振興に係る施策を推進し、本市の事務事業委託を円滑に執行するために、これまで一定の人的、財政的支援を行ってきたものであります。人的支援につきましては、職員を「公益的法人等の職員の派遣等に関する条例」に基づき派遣すると共に、行政経験豊かな定年退職者を公益財団法人豊中市スポーツ振興事業団の役職級職員に推薦し、本市との良きパートナーシップを構築する中で、スポーツ振興の推進に努めてきたものであります。

一方、財政的支援につきましては、財団法人豊中市スポーツ振興事業団を通じて、本市のスポーツ振興に係る施策を推進するための基礎的な事務局経費について、負担金の形で財政的支援をしているものでありますので、よろしくお願いたします。

なお、平成22年度におきましては、推薦人2名でありましたが、公益財団法人の自主的経営を推進するため平成23年度におきましては、推薦人の1名だけとし、人的、財政的支援の縮小を図っております。

(質問)

昨年度、(財)豊中市スポーツ振興事業団に豊中市の推薦により配置されていた方の経歴を教えてください。また、これまでに配置されてきた方々はどのような前歴の方々だったのか教えてください。

<答弁>

平成22年度の財団法人豊中市スポーツ振興事業団の事務局長は、平成21年度に当教育委員会を退職し、退職時は部長級の者でございました。

なお、平成13年度以降の財団法人豊中市スポーツ振興事業団の事務局長は、当市を退職した者で、部長級または次長級の経験を有する者が在籍しておりました。

(意見・要望)

正直言って、スポーツ振興事業団に市のOBを市が人件費を負担してまで配置していること。その歴代のOBが必ずしもスポーツ振興に関わる業務に携わっていないこと。豊中市との良きパートナーシップを構築することを目的として配置されているという現状に、理解も納得も全くできません。外部の団体にお金をつけてまで市のOBを配置する必要は全くないと思います。市が、515万円もの税金を使って、全くスポーツ振興に携わった経験のない方を外部の団体に配置していることが市にとって、どれだけメリットがあるのでしょうか。今回の個人質問でも言いましたが、本当に、この人にしかできない業務なのか、これだけの給与に見合った業務を行っているのか、市にとって本当にメリットがある配置なのか、是非とも、考えて頂きたいです。私自身は515万円もの税金を市のOB職員のポストの確保のために使うよりも、もっと使い道があると思いますので、早急に廃止して頂きたいと強く強く要望しておきます。

【豊中市スポーツ施設情報システム管理運営について】

(質問)

豊中市スポーツ施設情報システム管理運営に1468万7605円が支出されていますが、その内訳について教えてください。

<答弁>

1府14市1町で構成される大阪電子自治体推進協議会への共同運営負担金が818万2695円、街頭端末機11台、業務端末機10台のリース料が557万8334円、NTT 回線使用料や口座引き落とし手数料が83万1236円、その他消耗品などが9万5340円で、以上、合計1468万7605円となったものであります。

(質問)

街頭端末機を市庁舎はじめ、市内の様々な場所に設置していますが、利用頻度はどれくらいなのでしょう？街頭端末機を使ってスポーツ施設の予約をする方の割合は、スポーツ施設の予約をされる方のどれくらいを占めるのでしょうか？

ちなみに、もっとも多い予約方法は何でしょうか？

<答弁>

平成22年度の街頭端末機11台の、予約等年間アクセス数は16万7458件でございました。1日当たりのアクセス数は約487件でございます。

現在予約の方法は、街頭端末の他、インターネット・携帯・電話・直接来館があり、街頭端末機での予約割合は年間で約9%でございます。

インターネットでの予約が約73%で、大半を占めております。

(質問)

現在は、パソコンや携帯からでもスポーツ施設の空き情報の確認から予約までできますし、一方で、ネットや携帯をほとんど使わない方であれば、電話で問い合わせ、直接、施設に出向き予約をするはずで、今日的には街頭端末機は不要ではないかと思いますが、いかがお考えでしょうか？

<答弁>

スポーツ振興課が所管しております12施設がオーパスにより申し込みが可能です。

街頭端末機を使いますと、体育施設へ直接出向かなくてもタッチパネルで簡単に申し込みができ、市民にとって有効かつ利便性の高いシステムと考えております。

しかしながら、申し込み全体からすれば約1割の利用率にとどまっておりますので、来年度以降リース契約満了を迎えるものから利用率などの推移を見ながら、ご指摘の点も踏まえ今後検討してまいりたいと存じますのでよろしくお願い致します。

(意見・要望)

インターネットや携帯の普及により、ネットや携帯を使う方は、わざわざ街頭端末機を使って予約するといった非効率的なことはされないと思います。一方で、街頭端末機がなくなったとしても、電話でも予約ができますし、各施設まで来て街頭端末機で予約される方であれ

ば、直接、事務所で予約できるはずでず。街頭端末機のリース料として557万8334円を支出し続けることの費用対効果を改めて検討して頂き、個人的には順次廃止し、別の事業に浮いたお金を回して頂きたいと要望しておきます。